

[1102]

氏名 (生年月日)	稲垣行子 (1954年6月10日)
学位の種類	博士 (法学)
学位記番号	法博甲第97号
学位授与の日付	2014年7月29日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	公立図書館の今日的課題に関する一考察 —図書館の無料原則と著作者の権利をめぐって—
論文審査委員	主査 佐藤 信行 副査 橋本 基弘・井上 彰

内容の要旨及び審査の結果の要旨

はじめに

稲垣行子氏は、いわゆる社会人大学院生として、中央大学大学院法学研究科博士後期課程に学び、また研究を行ってきたところ、2014年3月末日をもって同課程を退学したが、同日付で博士(法学)学位請求論文「公立図書館の今日的課題に関する一考察—図書館の無料原則と著作者の権利をめぐって—」を提出したことから、法学研究科委員3名(主査:佐藤信行、副査:井上彰、副査:橋本基弘)は、同論文を審査すると共に、2014年6月30日に、公開で口頭試問を行った。

その結果、審査担当委員3名は、同氏に対する博士(法学)の学位授与を可とするとの結論に至ったので、以下のとおり、同論文の内容を中心として、審査報告を行うものである。

1. 論文の要旨

(1) 本稿の構成

本稿は、稲垣行子氏(以下「学位申請者」という。)が、本研究科博士後期課程在学中の研究成果をまとめた書き下ろし論文であり、全体は4部に区分されている。その目次は、次のとおりである。

序

第1部 国民の知る自由と図書館

第1章 国民の知る自由と社会的装置及び権利

第1節 国民の知る自由

第2節 知る権利及び知る自由を確保する社会的装置及び権利

第2章 国民の知る自由を担保する図書館の装置 (1) 図書館の自由

第1節	図書館の装置
第2節	図書館の自由とは何か
第3節	アメリカ合衆国の図書館の知的自由宣言
第4節	日本の図書館の自由の成立
第5節	日本の図書館の自由の法的意義
第6節	図書館利用の権利性と著作者の権利
第3章	国民の知る自由を担保する図書館の装置（2）パブリック・ライブラリー要件
第1節	アメリカ合衆国に誕生したパブリック・ライブラリー要件
第2節	日本におけるパブリック・ライブラリー要件の継授
第2部	パブリック・ライブラリー要件と図書館制度の関係
第1章	パブリック・ライブラリー要件の「法的根拠を持つ」
第2章	パブリック・ライブラリー要件の「公費支弁」と「公開性」
第1節	国の政策
第2節	地方公共団体が有する設置と運営
第3節	日本・英国・アメリカ合衆国の図書館の役割の比較
第3章	パブリック・ライブラリー要件の「すべての住民を対象にする」
第1節	英国の「すべての住民を対象にする」サービス
第2節	アメリカ合衆国の「すべての住民を対象にする」サービス
第3節	日本の1960年代から1970年代の取り組み
第4章	パブリック・ライブラリー要件の「無料原則」
第1節	アメリカ合衆国と英国の無料原則の由来と法的根拠
第2節	「ユネスコ公共図書館宣言」の無料原則と各国の対応
第5章	日本の無料原則と図書館資料
第1節	無料原則と図書館資料
第2節	図書館資料の範囲
第6章	ドイツ連邦共和国とオランダの「法的根拠を持つ」の実態と課金制度
第1節	ドイツ連邦共和国
第2節	オランダ
第3節	ドイツ連邦共和国とオランダの課題とその検討
第3部	図書館の無料原則が及ぼす今日的課題とその調整の考え方
第1章	図書館の無料原則が及ぼす今日的課題
第1節	図書館の無料原則と著作者の貸与権との調整
第2節	公設民営の図書館の出現
第3節	図書館の役割の変化（社会教育から生涯学習）：公費支弁から受益者負担への転換
第4節	アメリカ合衆国・英国・日本の図書館サービス「無料」の範囲

- 第5節 第1と第4の課題における調整の必要性
- 第2章 図書館の無料原則が及ぼす今日的課題に関する問題の所在と調整の考え方
 - 第1節 今日的課題に関する問題の所在
 - 第2節 図書館の無料原則と著作権者の権利との調整の考え方
- 第4部 図書館の無料原則と著作権者の権利との調整方法の検討及び提案
 - 第1章 公立図書館での図書貸出に関する権利の創設
 - 第1節 92年EC閣僚理事会指令による貸出権の規定
 - 第2節 貸出権の創設
 - 第2章 損失部分への補填：公貸権制度という調整方法
 - 第1節 英国の公貸権制度
 - 第2節 各国の公貸権制度
 - 第3節 日本の文化審議会著作権分科会での公貸権の取扱
 - 第4節 アメリカ合衆国の公貸権制度の論議
 - 第5節 アメリカ合衆国が公貸権制度を導入しなかった理由
- 第3章 調整方法の提案
 - 第1節 提案に至る理由
 - 第2節 調整方法の提案と今後の課題

(2) 本稿の概要

本稿は、その表題が示すように、公立図書館を対象として、その今日的課題について検討を加えようとするものである。その概要は次のとおりである。

(a) 本稿の問題意識

まず、本稿に示された、学位申請者の問題意識は、次のとおりである。

個人の人格の尊厳に価値を認め、かつ価値相対主義を基底とする民主制社会においては、個々人の人格の発展や社会的意思決定に資するため国民の知的要求を満たし、必要な情報を得る自由や権利を保障することは多言を要しない。しかし、ここで明記すべきは、情報はその保有者とそれを必要とするものが分離されているという非対象性を伴うから、この自由・権利を実質化するためには、具体的な制度や装置が必要となるということである。そして、こうした装置の中で多くの国民にとってもっとも身近なものの一つが、「図書館」である。

図書館は、国民の知的要求つまり「知る自由」を確保する社会的装置であるが、一般に、この装置が有効に機能するために2つの要素、すなわち、「図書館の自由」と「パブリック・ライブラリーの要件を充足すること」が認められている。この両者は、いずれもアメリカ合衆国の制度に由来するものであり、「図書館の自由」とは、同国の「図書館の権利宣言」を手本として、図書館活動の理念として日本に導入されたものであり、「パブリック・ライブラリーの要件」とは、当初は近

代的図書館の発祥であるアメリカ合衆国のボストン公立図書館の設立の『1852年の報告』にて示された「公費支弁」、「公開性」、「無料原則」などの3つの要件を指すものであった。ただし、今日においては「パブリック・ライブラリーの要件」は、1949年公表の「ユネスコ公共図書館宣言」における公立図書館設立条件に継受された4要件（「公費支弁」、「公開性」、「無料原則」及び「法的根拠を持つこと」）に整理されている。

今日、日本には各種の「図書館」が存在しているが、パブリック・ライブラリー4要件を満たすものとして図書館法に基づき設置される「図書館」（公立図書館及び私立図書館）がその中核をなしている。図書館法によれば、図書館とは、教育基本法及び社会教育法の精神に基づく施設であって、図書館法は「その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与する」ことを目的としている。ここで、重要なのは、同法がこうした目的を達成するための制度的枠組みとして、地方公共団体が設置する公立図書館については、パブリック・ライブラリー要件の「無料原則」を取り入れ、第17条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定していることである。すなわち、同法は、単に地方公共団体が図書館を設置することを許容する消極的な根拠法であるに留まらず、公立図書館に対して国民の自由なアクセスを認め、ひいては、国民の「知る自由」を確保するということが重要な図書館サービスの要件であるという考え方を採用しているものと考えられるのである。同条の他にも、都道府県図書館の行う公の出版物の収集について、国又は地方公共団体が提供すること（同法9条）や、図書館奉仕のために9項目の事項の実施に努める義務を定めていること（たとえば、「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」（同法3条7号））は、公立図書館が「公共図書館」として、国民の知る自由に資する社会的装置であることをよく示すものである。

ところで、上記のように、図書館法は国民の知る自由に奉仕するために利用者にサービスを無料で行う旨の規定（同法17条）を置くが、そのための経費をどのように賄うかは別途考慮すべき問題である。現行法は、図書館が、資料提供の自由（資料貸出の自由）を有する（同法2条）ことを前提として、その図書館に図書資料を提供するために著作権者の権利を制限（著作権法38条4項）するという枠組みを採用している。すなわち、図書館、国民（図書館利用者）及び著作権者の3者の関係についてみると、国民が利用料等の対価の形ではなく税として負担した経費をもって図書館を維持する一方で、著作権者は図書館による図書購入に際して経済的利益を得ることができるものの、図書貸出についてはこれから経済的利益を得る事ができないという構造が採用されているのである。

このような3面構造は、一定の合理性を有するものであると言える。すなわち、まず、国民・図書館利用者についてみると、国民の税金で維持されている図書館が図書資料を収集管理していることから、どのような図書資料にもアクセスすることができる。図書館利用者は利用料を徴収されないの、いわゆる「経済的弱者」が知る自由を実際に享受できないという状況から開放されている。次に図書館については、基本的経費が公金（税負担）によって賄われていることにより、安定した運営が可能となる。資料の貸出については、著作権法が著作権者の権利制限を規定し、著作権者に対価を払う必要がないことから、利用者（国民）へのサービスを無料で提供することができる。最後に

著者についてみると、いわゆるベストセラー本等や市場性の低い学術書等の出版物などについても、図書館による購入が期待できる。特に学術書などの専門図書は、図書館が購入してくれることにより、専門図書の著作者に経済的利益の貢献することになる。その上、専門図書が図書館に所蔵されることで、多くの人々に読んでもらう機会ができるので、国民の知る自由に貢献することにもなる。

以上のようにみると、現行法の枠組みは、3者にそれぞれに一定の利点があるといえるが、他方では、複数の問題も存在している。本稿では、それらのうち4つを取り上げ、検討するものである。

まず第1に、図書館の資料利用の無料原則と資料提供者である著作者の権利との法構造について、法構造そのものが著作者の負担によって成り立っているものであり、不公平であるとの批判がありうる。すなわち著作権法26条の3は、映画以外の著作物について「貸与権」を認めており、貸与行為から経済的利益を得ることを認めているが、他方法38条4項は営利を目的とせず、料金を受けないならば、それを公衆に貸与することを認めている。この結果、市場性のある一般図書を提供している職業作家の権利と図書館の資料提供との調整に必要性が生じている。具体的に言えば、公立図書館がいわば「無料の貸本業者」となっているにもかかわらず、著作者はそこから何らの経済的利益を得ることができていないことについて、その調整が必要ではないかという問題提起である。

第2に、地方公共団体の経済力の低下等を背景として、税負担ではなく、図書館利用者に対価としての利用料を求めるべきであるという問題提起がある。現行図書館法は第17条で、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」としており、利用者負担を排除している。そこで、図書館法の枠組みにおける図書館とは別の「公の施設」たる「図書館類似施設」を設け、図書館法第17条の拘束を逃れ、その利用の対価を徴収することが考えられる。具体的には、地方自治法上、公の施設を運営及び管理する指定管理者は利用料を徴収できることになっていることから、この制度を利用して、「図書館」ではなく「図書館類似施設」を設置し、利用者から利用料を徴収することが考えられる。現在、既に指定管理者制度を活用した「公設民営」の「図書館類似施設」は出現しており、こうした施設では、今後のサービス有料化の可能性が認められる。

第3は、図書館の役割の変化である。図書館法が「社会教育法の趣旨に基づき」と規定していることは、同法に基づく公立図書館が、パブリック・ライブラリー要件の「公費支弁」を充足する重要な根拠の一つであった。しかし今日、公立図書館の役割が「社会教育」から「生涯学習」の場へと変化してきていることが指摘されている。政府は、1980年代から「社会教育から生涯学習へ」と政策を転換しているが、ここでいう生涯学習は、個人の自立や自発性に基づくものであり、その経費について必ずしも公費をもって賄うべきとは考えられないことになる。すなわち、社会構成員を育てる社会教育には公費を用いることが許されるが、個人の人格発展のためのコストは当該個人が負担すべきものであるという考え方の台頭である。生涯学習の理念の下では、政府は、個人自ら学習プログラムを作成して行うことを奨励するだけになる可能性があり、費用は受益者負担になる可能性が生じてきている。そのため、図書館もそのような流れの中に位置づけられているのである。

第4に、ICT等の発展により、従来図書館が収集してきた資料それ自体が変質してきており、こ

の点から無料原則が維持できなくなる可能性も生じている。たとえば、従来図書や雑誌論文の形で提供されてきた専門的資料の多くが、コンピューター・データベースを通じて提供されるデジタル・データへと変質してきている。そこでは図書館は、データベースへの利用権（アクセス権）を得ているに過ぎず、デジタル・データ自体を資料へと収集することができなくなっている。こうした場合のデータベースへのアクセス料金までも図書館利用者は無料（換言すれば、図書館がデータベース会社へ従量制課金された料金を支払う）とすることが適切であるか、難しい問題となっている。政府は、この問題を図書館の設置者である地方公共団体に委ねることとしている。

(b) 本稿の内容

本稿は、以上のような問題意識等に基づき、4部で構成される。以下、ごく簡単にその内容を紹介する。

第1部は、「国民の知る自由と図書館」であり、国民の知る自由とそれを確保するための社会的装置としての図書館について、その他の装置との違いを示し、さらに、図書館が国民の知る自由を担保するために措定されてきた2つの要素、すなわち「図書館の自由」「パブリック・ライブラリーの要件」について論じている。

第1章では、第1節で国民の知る自由について、第2節で知る自由を確保する社会的装置及び権利について概観している。第1節では、国民の知る自由という考え方と、それを確保するための社会的装置（民主制との関係の深い制度として「情報公開」「検閲の禁止」「通信の秘密」、人格的発展と関係の深い制度として「教育を受ける権利及」「成人の生涯教育」「図書館」）の位置づけを示し、第2節では、それらの装置について概観している。とりわけ本稿は、これらの中で図書館を注視するものであるから、図書館法以外の個別法との関係でも、図書館の位置づけについて検討している。すなわち、図書館法、著作権法、地方自治法、さらには学校及び大学図書館に関する諸法律が検討の対象となされている。

第2章と第3章では、国民の知る自由を保障するための図書館に求められてきた2つの要素、すなわち、図書館の自由（第2章）とパブリック・ライブラリー要件（第3章）について検討している。

第2章は、まず第1節で国民の知る自由を担保するための図書館に求められてきた要素として、アメリカ法を母法とする「図書館の自由」「パブリック・ライブラリー要件」があることを説明し、第2節で日本の図書館の自由を概観している。第3節では、アメリカ合衆国で図書館の自由宣言が成立した過程及び図書館の蔵書を巡る検閲問題に関する憲法判例を検討し、図書館の権利宣言の問題点が検討されている。第4節では、日本における「図書館の自由」概念の導入過程とその定着の過程が検討されている。第5節では、現在における日本の図書館の自由の法的意義について、図書館の自由と知る自由との関係、図書館の自由自体の法律構造、住民の図書館利用の権利性の3面から検討している。さらに、第6節では住民の図書館利用の権利性と著作者の権利との関係について検討されている。

第3章では、「パブリック・ライブラリー要件」について検討している。第1節では、その母国であるアメリカ合衆国に着目し、その成立(1852年のボストン公立図書館設立の際の「1852年報告」に見られる条件)、発展(アメリカ合衆国教育局(U.S. Bureau of Education)が公表した『1876年報告』のパブリック・ライブラリーの定義)、さらに「ユネスコ公共図書館宣言」の公立図書館設立の条件への展開について紹介されている。第2節では、パブリック・ライブラリーの日本への継授について、明治時代に制定された図書館令の時代と現行法の図書館法の時代とを比較検討し、現行の公立図書館の理解の基礎を提示している。

第2部は、「パブリック・ライブラリー要件と図書館制度の関係」であり、6章からなる。第1部で論じられたように、日本の図書館法は、公立図書館について「パブリック・ライブラリー要件」を充足するように制度を設計していることから、その全体像を示すことが第2部の役割である。具体的には、第1章から第5章までにおいて、「パブリック・ライブラリーの要件」に対する日本の図書館制度の対応が検討され、併せて、アメリカ合衆国並びに英国との比較が行われている。これに対して、第6章では、「パブリック・ライブラリー要件」に基づかない公立図書館制度を取っているドイツとオランダの事例について、参考のために紹介している。

第1章では、パブリック・ライブラリー4要件のうち、「法的根拠を持つこと」について検討されている。第2章では、パブリック・ライブラリー4要件のうち「公費支弁」と「公開性」について検討されている。とりわけ第3節では、図書館の役割と図書館の「公開性」との関係について、日英米間での比較が行われている。

第3章では、パブリック・ライブラリー4要件のうち、「公開性」について「すべての住民を対象にすること」との関係で検討する。第1節で、すべての住民を対象とする英国の図書館サービスのあり方を検討している。利用者にとっての図書館の公開性確保の重要な要素として、全域サービス(図書館数と図書館設置率の向上を目指すこと)及び弱者へのサービスがあるが、これらについて検討するのが第1節の役割である。第2節では、アメリカ合衆国の全域サービス、公立図書館設置・運営に関する連邦法の変遷及び「不利な条件下の人々」へのサービスの取り組みについて概観する。第3節では、日本の図書館振興策について検討している。前提となる国の政策、1960年代から1970年代の全域サービスの取り組みや障害者サービスの取り組みが示され、最後に英米の取り組みを参考にして、日本の図書館振興策の目標と問題について検討されている。

第4章では、パブリック・ライブラリー4要件の「無料原則」について、アメリカ合衆国・英国・日本におけるあり方を検討している。第1節で無料原則の由来と法的根拠について、アメリカ合衆国と英国について概観し、両国の無料原則の由来と法制度の相違について比較している。第2節では、1949年に発表され、その後の改訂を経て1994年に公表された「ユネスコ公共図書館宣言」の無料原則と各国での受容について検討されている。

第5章では、日本における無料原則と図書館資料のあり方が論じられる。第1節では、日本の無料原則の形成過程を踏まえ、図書館法上無料となる図書館資料の利用について、解釈上の定義と範囲設定が行われている。第2節では、この定義と範囲設定を前提として、情報の電子化により図書

館で採用されるようになってきた電子書籍と1998年の文部科学省の生涯学習審議会の報告で「図書館の資料外」とされたオンライン・データベース等の利用について検討がなされ、今後定義や範囲設定の変更が検討される必要が指摘される。

第6章では、ドイツとオランダの図書館法の有無と図書館サービス利用の課金制度について概観されている。両国では、パブリック・ライブラリー4要件の「無料原則」に基づく制度設計がなされておらず、18歳以下の子供には無料、成人については課金する州が多いドイツ（第1節）やオランダ（第2節）の事例が、第3部以下の比較検討の資料として提示されている。

第3部は「図書館の無料原則が及ぼす今日的課題とその調整の考え方」であり、2章から構成されている。

第1章は、課題の提示にあてられており、4つの課題を示した上で、本稿が主として論じるべき課題として「図書館の無料原則と著作者との調整」の絞り込みを行っている。

まず第1節では、第1の課題として「無料原則と著作者の権利（貸与権）との調整」が取り上げられる。そこでは、貸与権が存在していなかった時代の公立図書館と貸本屋の関係の分析から出発し、公立図書館が図書館振興策などの政策により貸出サービスの促進を行うようになった状況、また、公立図書館が「無料貸本屋」になっているのではないかという論議等が示される。とりわけ、図書館法上の図書館貸出サービスの無料を維持するために、貸与権を制限する規定が著作権法に創設されているという構造の下において、図書館と図書館資料提供者である著作者との間に生じている新たな関係に着目し、図書館資料と著作者の属性及びその関係（第1節Ⅲ1）を概観し、公立図書館が貸出サービス偏重の方針を取ったことの弊害が検討される。

第2節では、「公設民営の図書館の出現」に関連する課題が概観される。公立図書館は、そもそも図書館法を根拠として設置されてきたが、地方自治法上は「公の施設」として位置づけられる。問題は、2つの法の適用関係であるが、これまでは前者を後者の特別法として位置づけ、図書館は専ら前者の規律下に置かれていた。しかし、地方公共団体の経済力の低下等を背景として、図書館を地方自治法の「公の施設」として位置づけ、その管理を民間の指定管理者に行わせる「公設民営」の図書館が稼働し始めているのである。現在は、図書館法の規定を優先させ、それに矛盾抵触しない範囲での地方自治法の適用を行っている自治体が多いが、一部には、図書館法の適用を受けない「図書館類似施設」たる公の施設を設置し、利用料徴収を行う基盤整備を行っている自治体も見られるという現状が示され、公立図書館の社会教育的機能との関係での問題が提示される。

第3節では、「図書館の役割の変化（社会教育から生涯学習）：公費支弁から受益者負担への転換」について概観される。日本の公立図書館制度は、明治時代にポスト公教育の機関として始まったが、1950年には図書館法が制定され、その位置づけが社会教育機関へと変更された。また同時に、物的要素たる施設を中心とした考え方から、所属する職員と提供するサービスを一体として把握し、その活動を中心に図書館を把握する考え方への変化がみられた。その後、図書館の背景理念としての「社会教育」については、「生涯教育」「生涯学習体系」への変容が見られる。その背景には、1968年の国際教育年にちなむ課題として、第15回ユネスコ総会で生涯教育が取り上げられたこと

がある。すなわち、この段階で「社会教育」は、生涯学習体系の中に、学校教育及び家庭教育と並んで包含されることとなったのである。この変化を受けて、日本でも、図書館に関する、教育基本法及び社会教育法並びに図書館法の法改正が行われている。問題は、このような変化に伴い、生涯学習への関与者としての行政の立場が、住民自身が興味を持ち必要と思うプログラムを用意することについて、その手助けをする者に変化したことである。具体的には、各種プログラムの利用についてはそのプログラムを欲する者、すなわち受益者の負担が原則であるという考え方が認められる可能性が生じているのである。このように考えると、図書館サービスも、住民の自発的なプログラムの手助けをするような場合には利用料を徴収することになる可能性が生じてくることになり、伝統的な公費支弁の要件を維持すべきか否かが問題となっているのである。

第4節では、「アメリカ合衆国・英国・日本の図書館サービスの『無料』の範囲」について、アメリカ合衆国の1970年代の有料制論議とサービスの現状を中心として概観し、無料原則存続の理由の検討に至っている。また、比較資料として、英国の図書館における課金制度の範囲について検討がなされている。また、日本については、とりわけ近時問題となっている電子情報等と費用負担のあり方について、検討がなされている。そこでは、図書館法が制定された当時の資料とは紙媒体のものが主流であったが、その後メディアの開発により図書館資料に電子書籍等の電子資料及び電子情報などが加わるようになった状況が示され、これら電子情報については、利用ごとに通信料や情報サービス料がかかるものであるが、資料利用の無料原則の延長線上に、利用者には無償で提供しているという現状が示される。すなわち、図書館法第17条の「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」の「対価」中に、電子情報等の実費コストまでが含まれるかが問題となるのであるが、政府は、この問題を図書館設置体の地方公共団体の裁量にゆだねることとしている現状が示される。

第5節では、上記4つの課題のうち、第1と第4の課題が共通した構造、すなわち、図書館利用の無料原則を背景とする利害関係調整の必要性、を有していることが論じられ、この点で第2・3の課題とは異なる面を有することが論じられる。

第2章では、前章の議論を前提として、4つの課題の中から、本稿において論ずるテーマを第1の課題「無料原則と著作者との調整」に絞り込む作業が行われる。そして、検討の方法論として、国の文化支援、公立図書館の図書貸出に関する貸出権の創設、公貸権制度（第2節Ⅱ3）などの概要を提示した上で、3つの調整方法のうち、第1の調整である国の文化支援は、ICTの展開が起こっているという新しい状況の下で、なお図書館が国民の知る自由のための重要な装置であり続けるという目的との関係で、思想統制や思想選別の危険性を内包しているため、本稿では採用しないことが示される。すなわち、解決すべき問題の具体的な調整方法について、「貸出権の創設」と「公貸権制度の導入」が提示され、第4部の課題がここにあることが論じられる。

第4部は「図書館の無料原則と著作者の権利との調整方法の検討及び提案」であり、第3部を受けて、図書館サービスと著作者の権利との調整について検討している。そこでは、諸外国における対応を検討し、新規立法を含む日本型の解決を提案するものである。

第1章では、ヨーロッパで用いられている「貸出権」モデルについて検討される。1992年にEUが発足する際、著作権法のハーモナイズが加盟国に求められた。具体的には、書籍に商業的貸与権（rental right）と非商業的貸与権・貸出権（lending right）を創設することがその内容であったが、これは、日本における対応の一つの参考モデルとなり得るものである。そこで、1992年EC閣僚理事会指令及びその議論を検討し、これを参考にして、日本における図書館の貸出サービスに対する著作権者の権利の保護との調整についても、日本型の図書館貸出権（貸出権）を創設することで図れないかどうか、本章で検討されている。

第2章では、英国の図書館の貸出サービスにおける著作権者の損失補償請求権である公貸権制度について概観し、公貸権（public lending right; PLR）制度についての課題及び今後の展望について検討している。公貸権を生み出し、現在 International PLR を主催する英国を例として比較の資料を得ることが本章で行われる。第1章で指摘されたように、ECは92年に貸出権の創設を求めたが、英国の公貸権制度はそれ以前から存在し、他国にも継受されていた。公貸権制度は導入国により、その補填内容が異なるため（たとえば、英国は貸出回数主義であるが、所蔵冊数主義の国もある。）、本章では、英国のみならず、同系の制度を有する他国の制度も参考に紹介されている。また、日本については、かつて公貸権制度導入が検討されつつ、当時においてはそれが見送られたことがあるために、その際の議論を検討し、また、同様に導入を見送ったアメリカ合衆国についてもその経緯を検討する。

本稿全体の最終章となる第3章では、第1章及び第2章で調整方法を検討してきた結果を基に、著作権者の申請による登録制を取っている英国の公貸権制度を参考にして、著作権法の枠外に公貸権制度を導入することを提案している。学位申請者が公貸権制度の導入を提案する理由は、(1)日本型の図書館貸出権を著作権法内に創設する方法は、権利関係の処理が煩雑であり、利用料の著作権者への支払いの基準等が不明確であること、(2)貸出権を創設すると一律に権利が発生するが、図書館以外の購入者が少ない学術書などの場合、貸出権処理の煩雑さから生じる購入控え等の欠点も考えられること、(3)図書館から貸出される図書に偏りがあるために、著作権者一般に負担を強いていることへの調整にはなりにくいこと、等である。

さらに、同章では、残された課題として、前章までの議論を踏まえて、公立図書館での電子情報等の利用については、そもそも図書館が資料を所蔵することがなく、単に利用権を購入しているに過ぎないという新たな状況が今後一層拡大することが考えられることが指摘される。こうした状況を前提とすると、そもそも、電子情報提供者によって情報が改変されたり、その提供が注視されたりすることが生じ得、図書館が「知る自由」に奉仕するという本来の機能が果たせなくなる一方で、図書館利用者の電子データへの個別アクセス料を図書館が負担することが適切かという無料原則との関係での新たな問題も生じる得ることが指摘され、学位申請者の次の検討課題とされている。

2. 評価

以上、本稿の概要を示したが、その中心にあるのは、公立図書館が国民の知的ニーズを満たすた

めに極めて重要な装置であり、その利用は無料とすべきであるという伝統的なパブリック・ライブラリー論を出発点としつつ、今日における社会状況変化に対してどのような対応が必要であるのかという学位申請者の問題設定である。すなわち、学位申請者は、現在の公立図書館制度のあり方について、それが、(1)国民の知的ニーズや知る自由に応えるために、その利用を無料とすること、(2)著作権法第38条4項は、「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる」としていることから、公立図書館が(1)の下で図書の出しを行っている場合、著作権者は、貸与権に基づく収入を得ることができないこと、換言すれば、公立図書館の利用が無料であるという仕組みは、著作者等の経済的負担によって成り立っている法構造に支えられていること、に特徴がある制度であると理解する。

著作者等は、図書館が著作物を購入することに対応する経済的利得は得ているが、図書館による資料貸出からは、これを得ることができない。学位申請者によれば、問題は、これが、公立図書館の社会的役割（たとえば、国民の知的ニーズや知る自由に奉仕すること）によって正当化できるのかという点なのである。すなわち、図書館利用者からの対価がないとしても、税等の別の原資をもって、著作権者に図書資料貸与の対価を支払うことは可能である。しかし、現行法は、これを行わないという選択を行っているのである。

こうした法状況は、今後大きな問題に直面する可能性がある。たとえば、学位申請者が本稿最終章等でも指摘するように、現在、図書資料の電子化が進行し、データベースや電子ジャーナルのような形で利用されることが増えている。この場合、著作者等は、電気通信技術を背景として、電子データへアクセス権（利用権）を設定し、それに対する対価を得ているのである。よって、現行法を前提としても、いわゆる「売れる」図書の著作権者は、図書資料としてではなく、電子データとして自らの著作物を流通させることにより、公立図書館からであっても、図書資料の貸与に「事実上相当する」経済的利得を得ることができ、実際に、そのような現象が進行しているのである（本稿では、学術雑誌のペーパーレス化と電子データ利用料の高騰が指摘されている）。

こうしてみると、上述のような形で現行法が採用している利益・負担の配分のあり方は、果たして今後も妥当であり続けられるのか、これが本稿全体に通底する学位申請者の問題意識である。

学位申請者は、この点について、先行事例としての外国法比較研究を行い、英国法に起源を有する公貸権（public lending right）制度を日本法に導入することが、新たな利益バランスとして、当面適切であると結論しているものである。学位申請者の研究は、公立図書館形成の歴史や、公貸権を導入してこなかったアメリカ法のあり方、あるいは別の枠組みを提示する EC (EU) 法の検討等、広範にわたっており、その上で導かれた結論には、一定の説得力があるといえるものである。また、比較のために英国及びアメリカ合衆国法に関する相当量の資料を読みこなし、また、論文中に翻訳文として組み込んでいることから、学位申請者には、独立した研究者としての一歩を踏み出すに必要とされる、基礎的外国語（英語）能力が備わっているといえることができる。

もつとも、学位申請者には、なお研鑽を求めるべき点が多いことも否定できない。

第1に、この論文及び研究は、学位申請者の強い問題意識に支えられているものであるが、一方で図書館論、他方で著作権論という政策課題と密接に結合しており、その連動が必ずしも十分に論文の中に示し切れていないという問題がある。とりわけ、本稿の第1部は、「知る自由」を起点とする憲法上の議論をもって、図書館の役割や機能を論じようとするものであるが、これが、第2部以下と十分有機的に連動しているとはいえず、また第2部も、それ自体が独立した図書館史研究の著作となってしまうている。本稿は、いわば、第1部、第2部、第3・4部という3つの異なる論文の複合物となってしまうているのである。また、各部間での論理の一貫性にも、精密さが欠ける点が見られる。たとえば、第1部で学位申請者が述べる「知る自由」のための社会的装置としての図書館という位置づけは、今日的な（換言すれば「知る自由」という観念形成後の視点から見た）図書館の位置づけである。よって、第2部で示されている歴史的存在としての初期のパブリック・ライブラリー自体を説明するために用いることは適切ではない一方で、今日における「パブリック・ライブラリー4要件」評価の基準として用いることには問題がない。しかし、本稿では、この両者が截然と区分されているとはいえず、論旨に不明確な部分が残っている。

第2に、本稿は結論として、英国型の公貸権制度を日本法にも導入することを提案しているが、その一方で、残された問題として、図書資料等の電子化が進行することによって議論の根底が代わる可能性を指摘している。もとより、本稿は、こうした点について、学位申請者自身によるさらなる研究を述べているものであるし、多くの変数を含む現在進行中の状況変化について、複数の場合を想定した検討をすることを求めるべきものでもないと思われるが、公貸権を導入するという立法的解決は、相当大規模な社会制度構築を伴うものであるから、その観点からして、本稿のいわば中間的解決策としての妥当性について、別途独立した検討を加えておく必要もあったように思われる。口頭試問における「図書館法第17条自体を廃止して、公立図書館利用者から利用料を徴収する方向での制度改革の可能性如何」という質問に対して、「考えられる方向性ではあるが、現状では決断できない」としたことは、この問題の裏面であり、同様にどのような比較考量要素から決断できないのかを検討しておくべきであったように思われる。

第3に、本稿では、外国法とりわけ英国法を検討して、日本法への示唆を得ているが、その記述中には、日本法へ対してどのような示唆が得られるかは独立して、英国法の制度そのものへの主観的評価（とりわけ、特定の制定法を改正すべきとの主張等）がなされている部分がある。外国法研究や比較法研究において、外国法上の制度自体を評価することの方法論的意味について、学位申請者には、さらに真剣な考察を求めるものである。

しかしながら、本稿及び口頭試問における質疑で示されたところを総合的に勘案するならば、これらの点は、学位申請者が今後独立した研究者として研究をすすめ、さらなる研鑽を積む過程で明らかにされ、また、体得できるものと思慮されるものであって、学位申請者の今後に期待するものである。

3. 結論

以上から、審査を担当した研究科委員会委員 3 名は、学位申請者たる稲垣行子氏に対する博士（法学）の学位授与を可と判断する。

以 上